

【事実の概要】

本件では、米国政府が通関に際して旅客、貨物及び商品に課している手数料である「税関手数料」のうち、米国に輸入される商品の通関に対して課される従価税である「商品通関手数料」が問題とされた⁽¹⁾。この手数料は1986年10月に制定され、また1989年9月に廃止される予定であった⁽²⁾。その税率は1986年12月から87年9月までは輸入商品価格の0.22%であり、1988及び89財政年度は0.17%またはより低率となるはずであった⁽³⁾。税関手数料は「税関手数料会計」に預託されるが、このうち商品通関手数料は税関の「商業的活動」の費用に充当され、その他のものは他の超過勤務費用に充当されることになっていた⁽⁴⁾。この「商業的活動」は立法によっては定義されておらず、行政府の実行に委ねられ、検査・監督、関税の賦課・徴収、調査、及び一般管理費、行政費用の一定割合を含むものとされていた⁽⁵⁾。この「商業的活動」に充当された費用は、1987年、1988年それぞれ5億500万ドル、5億3500万ドルであった。

以上の米国の措置に関して、カナダ及びE Cが一般協定違反として提訴を行った。まずカナダは商品通関手数料を、(i)「提供した役務に相応」（2条2項(c)）しておらず、また「提供された役務の概算の費用にその額を限定」（8条1項(a)）していない点、(ii)「財政上の目的」（8条1項(a)）を構成する点及び(iii)「国内産品の間接的保護」（8条1項(a)）に該当する点で一般協定に抵触する旨を主張した⁽⁶⁾。またE Cは、(i)従価ベースの手数料の一般協定2条及び8条に抵触する旨を主張した⁽⁷⁾。これに対して米国は、(i)商品通関手数料の提供役務費用への相応性（2条）、及び(ii)手数料の提供役務費用による限定性（8条1項(a)）を主張した⁽⁸⁾。なお、本件に関しては日本等7ヶ国が意見を提出した⁽⁹⁾。

【報告要旨】

以上の両当事者の主張に対して、パネルは以下のように判断した⁽¹⁰⁾。

(a) 「提供された役務の費用」（2条2項(c)及び8条1項(a)）は当該個別的な通関の概算の費用を意味しており、従って従価ベースの米国の商品通関手数料の構造は、上記概算

費用を超える限度で一般協定に抵触する。

(b) 航空旅客の通関等の費用を含む限度において、1987年及び1988年の米国の商品通関手数料は一般協定2条2項(c)及び8条1項(a)に抵触する。

(c) 従って、「提供された役務の費用」(2条2項(c)及び8条1項(a))を超える限りにおいて、米国の通関手数料は無効化・侵害が推定される。

1988年2月、理事会はパネルレポートを採択した。1990年8月、大統領が1990年税関通商法(the Customs and Trade Act of 1990) §449に署名をし、税関手数料は、税率及び目的においてガット適合的となるように修正された⁽¹¹⁾。

【解説】

1. 本件は米国政府が課した商品通関手数料のガット適合性が問題となったケースである。当該の通関手数料が、従価ベースで課されており、また手数料を支払う輸入業者が受け取らない種々の役務までその費用の基礎として含まれているために、2条2項及び8条1項(a)の提供された役務による限定性の要件に抵触するのではないかということが問題となった。また当該手数料が8条1項(a)の禁止する国産品の間接的保護や財政目的の課税に該当するのではないかということも問題となった。

2. これに対してパネルは、2条2項(c)及び8条1項(a)で許容される手数料は通関手続の要素である費用に限定される、2条2項(c)及び8条1項(a)の役務の費用の制限は個別の通関の概算の費用を意味しており、従価手数料は通関の平均費用を超える部分だけ、また通関に関連のない機能を含む限りにおいてこの制限を超える、通関全体に関連する費用を按分することは許される、8条1項(a)の「財政目的」は役務による費用の限定性で判断し、また「間接的保護」は小規模の手数料よりは生じない等を判示した。

3. 2条2項(c)について

2条は関税交渉の結果をまとめた譲許表の効果及びこれを保持する手段について規定している。譲許表は28条2項に基づく関税交渉の結果作成されるものであり、関税率につき、引き下げ、据え置き、最高限度の設定等の譲許された品目とその関税率が掲げられている。譲許の結果、譲許表に記載された産品の輸入に対しては、そこに定められている税率を超える関税を課さないことを義務付けられる。この譲許の効果を維持するために、関税以外の輸入課金の賦課が制限されるが(1条1項(c))、例外的に賦課が許容されるものが存在する。内国民待遇に合致して課される内国税(2条2項(a))、AD/CVD(2条2項(b))及び

提供された役務費用に相応する手数料等（2条2項(c)）である。これらが許容されるのは、それぞれ内外平等のため譲許の効果が減殺されない、不公正貿易の是正という正当な目的が存在する、費用の徴収という正当な目的が存在するからである。

2条2項(c)に関連しては、輸入証明に伴う保証の提出に関連する利子額がここでいう手数料に該当する旨の裁定が存在する⁽¹²⁾。本件では米国が税関役務の向上のために必要な財源とするために、税関役務の利用者に対して、輸入貨物について、税関使用手数料を課した。これに対してパネルは「提供された役務の費用」とは個々の輸入貨物の通関に関する手続の概算費用というべきであると、費用と手数料の対応を厳格に要求する態度を示し、従価ベースの手数料を概算費用を超える部分ガット上の義務に反するとした。2条2項(c)の例外が許容されるのは費用の徴収という正当な目的が存在するからであり、これを逸脱する場合には、譲許の効果が減殺がもたらされることになるので、手数料と費用の対応は可能な限り厳格に要求されるべきであろう。このような観点に立つと、パネルが行った空港旅客手続等をも関税手数料額の基礎とすることは「提供された役務の費用」を超える旨の判断は是認することができよう。

4. 8条1項(a)及び両者の関係についてについて

8条は輸出入に関する手数料及び課徴金の軽減ならびに輸出入手続きの簡素化につき規定したものである。8条1項(a)は締約国が貨物の輸出入についてまたは輸出入に関連して課するすべての手数料及び課徴金が、提供された役務の概算の費用に限定されなければならない旨及びその賦課が国産品の間接的保護及び財政目的となってはならない旨を規定している。これは貨物の輸出入に関連して、関税以外に高額の手数料または課徴金が課されたら関税譲許の効果を著しく減殺し、貿易の自由化の大きな障害となるであろう。この面における障害を排除しようというものであり、従ってその主旨は、先の2条2項(c)の場合と同一である。2条2項(c)は譲許の効果を維持する措置の例外として手数料等につき規定し、また8条1項(a)は正面からこれを規定したもので、両者は同一のことを別の側面から規定したに過ぎないといえよう。パネルもこのような理解に立ち、「2条2項(c)及び8条1項(a)の義務」と両者を一体として取り扱っている。

<注>

(1) L/6264 para. 7.

(2) L/6264 para. 9.

- (3) L/6264 para. 8.
- (4) L/6264 para. 9.
- (5) L/6264 para. 11.
- (6) L/6264 para. 21.
- (7) L/6264 para. 23.
- (8) L/6264 para. 24.
- (9) L/6264 para. 61-67
- (10) L/6264 para. 125.
- (11) Int' l Tr. Rep.
- (12) ECの加工果物・野菜に関する最低価格、ライセンス及び担保制度に関するケース
(25S/97 para. 4.6)。

(染 谷 雅 幸)